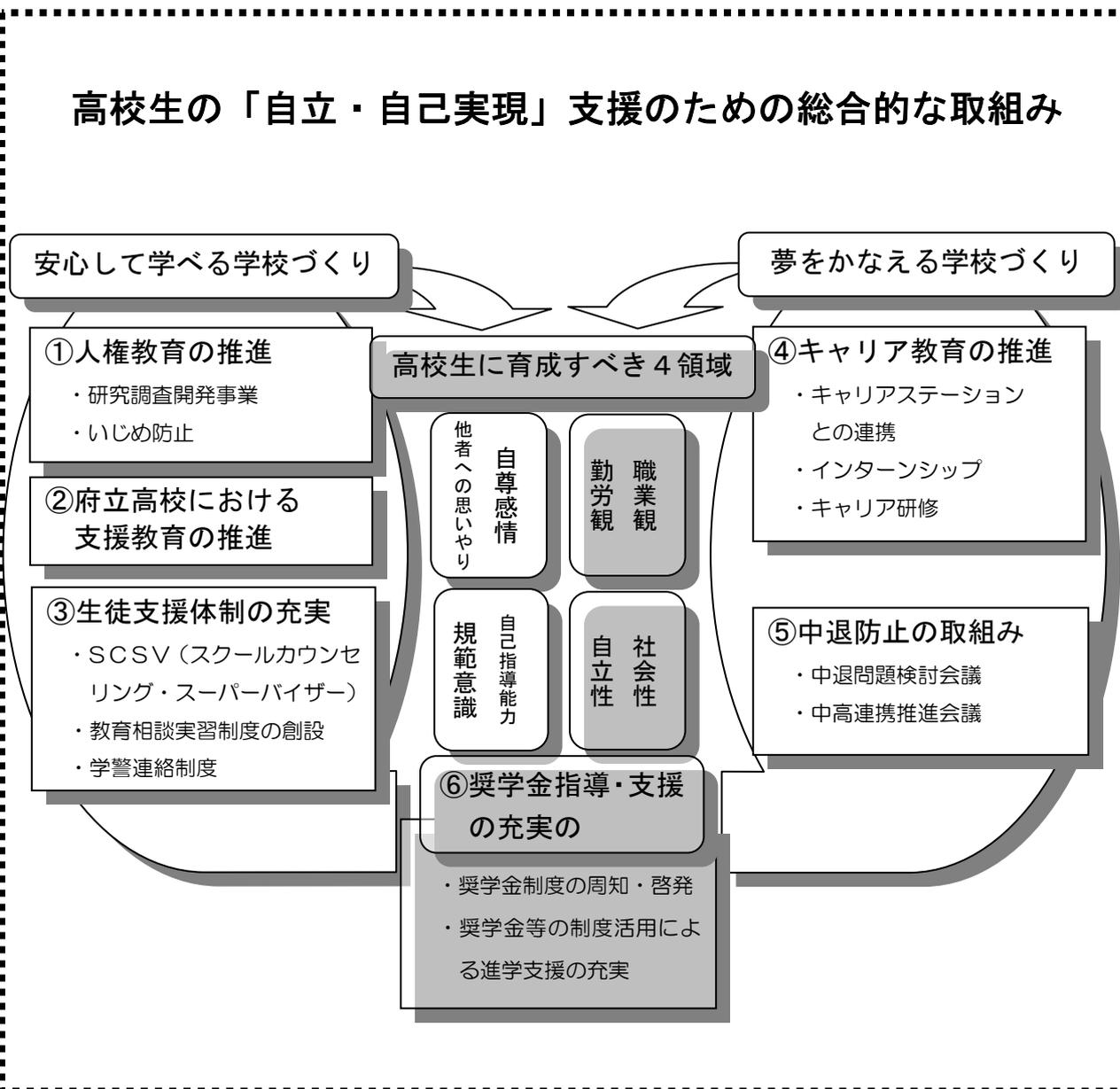


**重点項目7 生徒の「自立・自己実現」の支援**

**【目標】**

- ・生徒の「自立・自己実現」を支援する取組みを充実し、生徒が安心して学べ、夢をかなえることができる学校づくりを進めることにより、生徒の学校生活における満足度、自己の成長についての充実感を向上させる。

**高校生の「自立・自己実現」支援のための総合的な取組み**



## ①人権教育の推進(重点項目30①参照)

## ②府立高校における支援教育の推進

## 《事業概要》

障がいのある生徒に対する適切な指導・支援のための校内委員会の設置や、支援教育コーディネーター<sup>注1</sup>の指名、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用を促進することにより、府立高校に在籍する障がいのある生徒の充実した学校生活と進路実現をめざし、「ともに学び、ともに育つ」教育を実践する。

## 《事業目標》

現 状		平成24年度～
・支援教育コーディネーターの指名	38校	全府立高校において ・支援教育コーディネーターの指名と専門性の向上 ・校内委員会の設置と機能充実
・校内委員会の設置	90校	

現 状		平成25年度
・個別の教育支援計画 <sup>注2</sup> の作成	7校	全府立高校において ・個別の教育支援計画の作成・活用 ・個別の指導計画の作成・活用
・個別の指導計画 <sup>注3</sup> の作成	14校	

## 《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
支援教育コーディネーターの指名、校内委員会設置の促進			全府立高校において支援教育コーディネーターの指名、校内委員会設置	
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用の促進				全府立高校で作成・活用

※注1【支援教育コーディネーター】学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における支援教育に関するコーディネータ的な役割を担う者。

※注2【個別の教育支援計画】障がいのある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

※注3【個別の指導計画】個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的に個別の指導目標や指導内容・方法を明確にして作成した年間又は学期ごとの各教科、自立活動などにおける指導計画。

## ③生徒支援体制の充実

## 《事業概要》

臨床心理士の資格を持つスクールカウンセリング・スーパーバイザー（SCSV）<sup>注1</sup>を効果的に配置し、教育相談にあたる教員に対する助言を行うとともに、新たに心理学関連学部を有する大学と提携して、臨床心理士をめざす大学院生の実習を受け入れる。また、学校と警察等の関係機関が連携して生徒の健全育成を図るため、学校・警察相互連絡制度を充実する。

## 《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
SCSVの配置 (30校)	SCSVの効果的な配置

現 状	平成 23 年度～
—	教育相談実習制度により、5大学と提携し、20名の実習生を受入れ

現 状	平成 21 年度～
学校・警察相互連絡制度 (H20年3月31日付けで協定を締結)	学校・警察相互連絡制度の充実

## 《スケジュール》

## ○SCSVの配置

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
効果的な配置				
→				

## ○教育相談実習生を受入れ

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
教育相談実習生 2校8名を受入れ	4校16名を受入れ	5校20名を受入れ		
→				

## ○学校・警察相互連絡制度の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
学校・警察相互連絡制度の充実				
→				

※注1【スクールカウンセリング・スーパーバイザー】臨床心理士の資格を有する者が、教育相談に関して高校の教員に助言を行うために、平成11年度から配置している。

## ④キャリア教育の推進(重点項目29③参照)

## ⑤中退防止の取組み

## 《事業概要》

高校1年生における中退防止を図るため、中高連携推進会議を設置し、中学校と高校の連携を推進する。また、人間関係づくりの取組みに関するモデル事業を実施し、成果を全府立高校に発信する。また、中退・不登校について生徒の状況の分析と解決方策の検討などを行うとともに、取組みの効果検証を行い、施策化を図る。

## 《事業目標》

現 状	平成25年度
中退率 2.9% (平成19年度 府立全日制)	2.0%をめざす 過去10年間の最低値(2.3%)を更新

## 《スケジュール》

## ○中高連携の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
中高連携推進会議の設置 中高連携のあり方の研究		成果の発信		

## ○人間関係づくりスキル向上の取組み

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
人間関係づくり スキル向上の取 組みの調査	人間関係づくりのスキル向上の取 組みをモデル4校で実施		成果の発信	

## ○中退問題検討会議

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
中退・不登校へ の取組み等の 研究	順次、施策化を図る			

## ⑥奨学金指導・支援の充実

## 《事業概要》

総合相談事業交付金を活用して、市町村が実施する奨学金の活用など進路に関する相談事業を効果的に行えるよう、相談員研修の実施や相談事例の共有化等の支援を行う。

府立学校については、奨学金担当教職員に対する研修の実施など、奨学金指導に対する支援を行う。

また、滞納防止と返還意識を醸成するための教育の充実を図る。

## 《事業目標》

現 状	平成21年度～
奨学金等を必要とする生徒が増加 ( 日本学生支援機構大学奨学金申請数 ) H16 : 17,074人 → H20 : 28,729人	奨学金等制度の周知・啓発の充実

## 《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
市町村に対する広域的な支援 相談員への研修の実施 相談事例の共有化と先進的な取組みについての情報提供 市町村における事業の実施状況の検証				
→				
府立学校に対する支援 奨学金担当教職員への研修の実施 電話相談及び個別面談の実施 生徒、保護者に対する奨学金等制度説明会の実施				
→				

## 1-(3) 障がいのある子ども一人ひとりの自立をしっかりと支援します

**重点項目8 府立支援学校の教育環境の充実****【目標】**

- ・児童生徒数150～200人程度の規模を大きく上回っている府立支援学校<sup>注1</sup>については速やかに教育環境の充実を図る。(H20:200人超9校 内300人超5校)
- ・通学バスの片道乗車時間を60分以内にする。(H20:約1割の児童生徒が60分を超える。)
- ・知的障がい高等部卒業生徒の就職率を毎年3～4ポイント程度増加させ、平成25年度までに倍増させる。(H19 17.8%(全国25.8%))

**府立支援学校の教育環境の充実****①府立支援学校の教育環境の整備**

府立支援学校の新設も含め教育環境を整備

**②通学時間の短縮に向けた通学バスの充実**

通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なコース編制を実施

**③障がいのある生徒の就労支援**

府立知的障がい支援学校に新たな職業コースを設置

**④たまがわタイプ支援学校の整備**

地域バランスを考慮し整備

**⑤府立視覚支援学校の教育環境の整備**新たな職域に結びつく教育内容の充実と進路希望の実現  
校舎建替えによる職業教育の充実と耐震性の確保

※注1【支援学校】学校教育法の改正により、盲学校、聾学校、養護学校が特別支援学校に改められた。大阪府では、平成20年4月から、「盲学校」を「視覚支援学校」に、「聾学校」を「聴覚支援学校」に、「養護学校」を「支援学校」に改め、これらを総称して「支援学校」という用語を使用している。

## ①府立支援学校の教育環境の整備

## 《事業概要》

府立支援学校における知的障がいのある児童生徒数の将来動向を踏まえ、府有地、府有施設の有効活用を図りながら、平成20年度に策定する「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、府立支援学校の新設を含め教育環境を整備する。

## 《事業目標》

現 状	平成21年度～
「府立支援学校施設整備基本方針」を平成20年度に策定	「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、計画的に環境整備

## 《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
計画的に環境整備				
				H26以降の環境整備について検討

## ②通学時間の短縮に向けた通学バスの充実

## 《事業概要》

府立支援学校の教育環境整備とあわせ、各学校の児童生徒数の状況等を勘案し、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なコース編制等により、長時間乗車による児童生徒の負担を軽減する。

## 《事業目標》

現 状	平成25年度
60分を超える乗車時間を要する児童生徒が約1割	全児童生徒の乗車時間を60分以内にする

## 《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
バスの増車やコース編制の見直しを毎年検討・実施				

## ③障がいのある生徒の就労支援

## 《事業概要》

障がいのある生徒の社会参加と自立を実現するため、職業コースを計画的に設置し、就労支援の充実を図るとともに、就労後も見据え、関係部局や福祉・労働機関等の関係機関（障害者就業・生活支援センターやハローワーク等）・団体、企業、経済団体等と連携し、地域におけるネットワークの構築を図りながら、実習先・就労先の開拓、卒業生や障がい者雇用を進める企業への支援体制を整備する。

また、府立知的障がい支援学校と「注1たまがわタイプ支援学校」の連携を図り、職業教育及び就労情報共有化のためのネットワークを充実する。

## 《事業目標》

現 状	平成 25 年度
府立知的障がい支援学校 2 校(守口、八尾)に職業コースを設置	府立知的障がい支援学校に職業コースを計画的に設置

現 状	平成 21 年度～
健康福祉部・商工労働部・教育委員会でのワーキングチームの設置	関係部局、関係機関・団体、経済団体、企業等の連携による支援の充実

## 《スケジュール》

## ○職業コースの設置

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
職業コースの検討	職業コースを計画的に設置			
H26 年度以降について検討				

## ○就労支援の充実

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
就労支援施策の構築及び府立支援学校における相談体制の整備・運営				

※注1【たまがわタイプ支援学校】知的障がいのある生徒の就労を通じた社会的自立をめざす高等支援学校。平成 18 年、東大阪市に「たまがわ高等支援学校」を開校。

④たまがわタイプ支援学校の整備

《事業概要》

就労を通じた社会的自立を支援する観点から、地域バランスを考慮し、就職率100%の実現をめざした「たまがわタイプ支援学校」を整備する。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
「府立支援学校施設整備基本方針」を平成20年度に策定	「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、計画的に環境整備

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
計画的に環境整備				
				▶
H26 以降の環境整備について検討				- - - ▶

⑤府立視覚支援学校の教育環境の整備

《事業概要》

府立視覚支援学校に対する教育ニーズへの対応や、新たな職域に結びつく教育内容の充実と確かな学力の定着を図る。また校舎建替えにより教育環境の整備と耐震性を確保する。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
幼稚部・小学部・中学部 高等部本科 普通科・音楽科 高等部専攻科 保健医療科・理療科・理学療法科・情報処理科・音楽科	・ 将来を見据えた基礎的な学習の充実 ・ 校舎整備にあわせ、教育ニーズの変化に対応した学科及び教育課程の再編に関する計画(案)の作成 (竣工の翌年(平成27年)4月から再編学科で授業展開)
—	耐震性の確保(H26秋竣工予定)

《スケジュール》

○学科及び教育課程の再編

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
教育ニーズの変化に対応した検討				計画書(案)作成
—————▶				▶

※竣工の翌年(平成27年)4月から再編学科で授業展開

○耐震性の確保

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
基本設計	実施設計	工事着工		
————▶		————▶		
(H26秋竣工予定)				

## 重点項目9 府立高校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実

## 【目標】

- ・自立支援推進校<sup>注1</sup>や共生推進モデル校<sup>注2</sup>への進路希望に応じていくため、志願倍率(H18～H20 3.52倍)を公立高校前期入学者選抜の平均志願倍率(H18～H20 1.44倍)に近づけるよう、計画的に整備していく。
- ・障がいのある生徒とない生徒が相互理解を深め、いきいきと「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。
- ・障がいのある生徒一人ひとりの教育内容や就労支援方策を充実する。
- ・障がいのある生徒が高校のキャリア教育と支援学校の職業に関する専門教育を学ぶなど、府立高校と府立支援学校との連携を強化する。

## ①自立支援推進校・共生推進モデル校の整備

## 自立支援推進校

知的障がい生徒自立支援コースを設置し、カリキュラムや授業内容を工夫し、知的障がいのある生徒がいきいきと学び、障がいのあるなしに関わらずともに高校生活を送り交友を深めていくことをめざしています。



知的障がいのある生徒の後期中等教育における選択肢の拡大  
生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

## 共生推進モデル校

たまがわ高等支援学校の共生推進教室を枚岡樟風高校に設置し、両校の連携協力のもと、たまがわ高等支援学校の生徒が、枚岡樟風高校の生徒とともに学び交友を深め、就労支援を行います。

府立高校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実

## ①自立支援推進校・共生推進モデル校の整備

## 《事業概要》

府立高校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進し、生徒一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図るため、生徒・保護者のニーズ、地域バランス等を考慮しつつ、自立支援推進校・共生推進モデル校を整備する。

また、生徒が高校のキャリア教育と支援学校の職業に関する専門教育を学ぶなど、府立高校と府立支援学校との連携を強化し、就労支援を図る。

## 《事業目標》

現 状	平成21年度～
◇設置校数 ・自立支援推進校 9校 ・共生推進モデル校 1校  ◇募集人数(1学年あたり) ・自立支援推進校 23人 (5校×3人、4校×2人) ・共生推進モデル校 2人 (1校×2人)	生徒・保護者のニーズ、地域バランス等を考慮しつつ、計画的に整備

## 《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
計画的に整備				
→				

※注1【自立支援推進校】平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申「高等学校における知的障がい生徒の受入れ方策について」を踏まえ、平成13年度から5年間の調査研究を継承し、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みとして平成18年度から制度化したもの。制度概要については前ページ参照。

※注2【共生推進モデル校】平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申を踏まえ、自立支援推進校と併せて、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みとして平成18年度から制度化したもの。制度概要については前ページ参照。

## 重点項目10 小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

### 【目標】

- ・障がいのある児童生徒に対する小・中学校における教育環境及び支援体制を整備し、「個別の教育支援計画<sup>注1</sup>」の作成・活用を促進し、市町村教育委員会との連携を図りつつ、地域で学び地域ではぐくむためのきめ細かな指導・支援を充実する。



※注1【個別の教育支援計画】障がいのある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、中・長期的な観点で乳幼児期から学校卒業後までを見据えて、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

①支援学級<sup>注1</sup>の充実

## 《事業概要》

障がい種別による支援学級の設置や重度・重複障がいの児童生徒への支援の促進に取り組むとともに、支援学校におけるセンター的機能を活用し、小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに進める。

## 《事業目標》

現 状	平成21年度～
複数の障がい種別が混在する支援学級 13.8%	障がい種別による学級設置の促進
非常勤講師の配置 60学級	非常勤講師の配置拡充

## 《スケジュール》

## ○障がい種別による学級設置

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
障がい種別による学級設置の促進				
→				

## ○非常勤講師の配置拡充

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
非常勤講師の配置拡充				
→				

※注1【支援学級】学校教育法の改正により、特殊学級（養護学級）の名称を特別支援学級に変更。大阪府においては、弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、情緒障がい学級を小・中学校に設置。大阪府では、これらを総称して「支援学級」という用語を使用。

## ②通級指導教室<sup>注1</sup>の充実

### 《事業概要》

国定数を活用しながら通級指導教室を充実し、通常の学級に在籍するLD（学習障がい<sup>注2</sup>）、ADHD（注意欠陥多動性障がい<sup>注3</sup>）を含む障がいのある児童生徒への指導・支援を充実する。

### 《事業目標》

現 状	平成21年度～
33市町において、96教室 （小学校 90教室、中学校 6教室）	国定数を活用しながら通級指導教室を充実

### 《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
国定数を活用しながら通級指導教室を充実				
➔				

※注1【通級指導教室】小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の言語障がい、難聴、LD、ADHD等の発達障がい等の障がいがある児童生徒を対象とし、各教科等の学習は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた必要な指導・支援を、通級指導教室で、月1単位時間から週8単位時間受けることができる制度（LD、ADHDについては、平成18年4月の学校教育法施行規則の一部改正により、通級指導教室の対象として追加）。通級指導教室では、対人関係や社会性、コミュニケーションにおけるLD、ADHD等の発達障がいの特性をふまえ、ソーシャル・スキル・トレーニングや小グループによる学習等を行っている。

※注2【LD（学習障がい）】基本的には全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

※注3【ADHD（注意欠陥多動性障がい）】年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び（又は）衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの原因による機能不全があると推定される。

## ③小・中学校への看護師配置の促進

## 《事業概要》

医療的ケア<sup>注1</sup>を必要とする児童生徒が在籍する小・中学校への看護師配置を促進する。

## 《事業目標》

現 状	平成21年度～
必要な全小・中学校に看護師を配置 (20市町 小学校 44校、中学校 10校)	必要な全小・中学校に看護師を配置

## 《スケジュール》

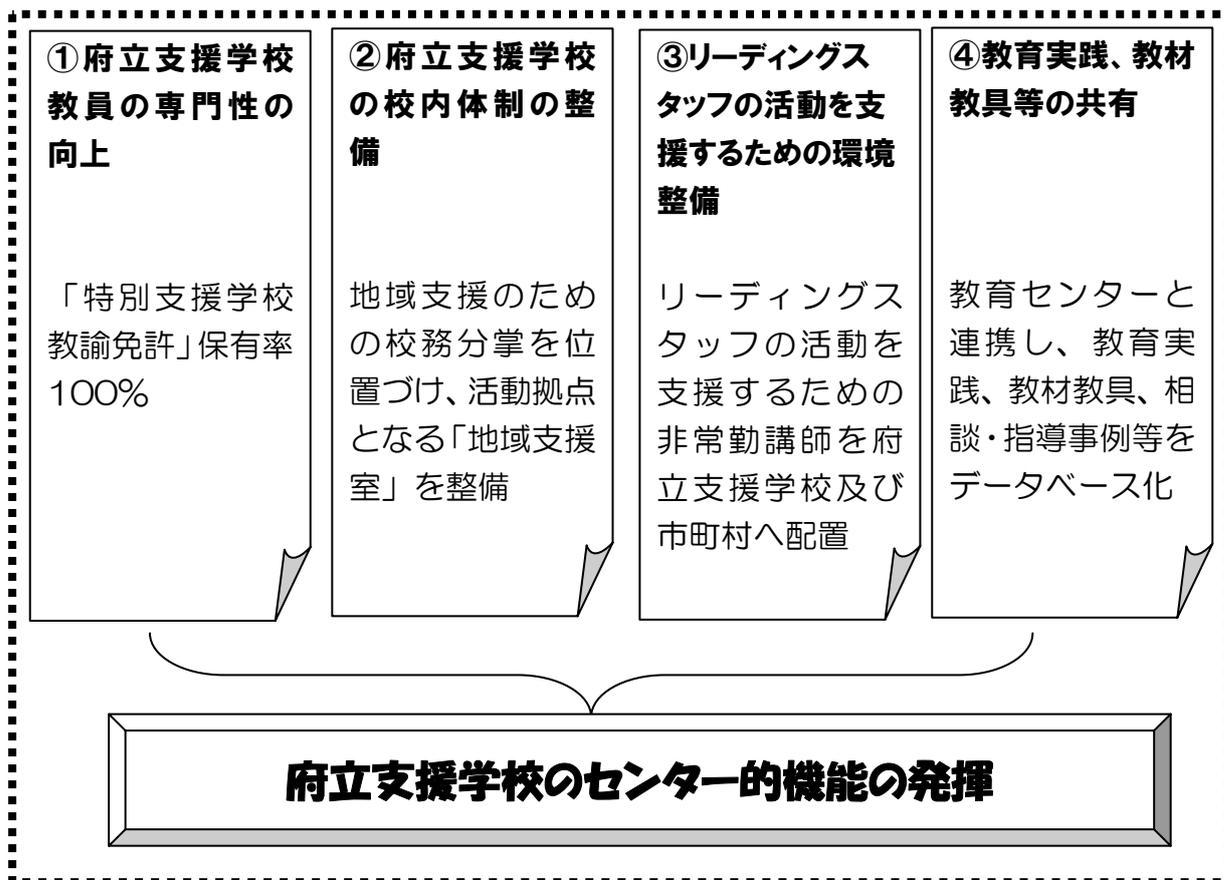
H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
必要な全小・中学校に看護師を配置				
→				

※注1【医療的ケア】児童生徒に必要な痰の吸引・経管栄養などについて、医師の指導のもと主として保護者が自宅等で行うことや、医師の指示により看護師が学校等を行うことを、一般的に「医療的ケア」と呼び、病院で実施する医療行為と区別している。なお、これらは、医師法上は医療行為とされている。

**重点項目11 府立支援学校のセンター的機能の発揮**

**【目標】**

- ・小・中・高校等からの要請に的確に対応するため、府立支援学校、市町村教育委員会の体制を強化する。



## ①府立支援学校教員の専門性の向上

## 《事業概要》

府立支援学校のセンター的機能をより発揮するため、教員の専門性の向上に向けて、「特別支援学校教諭免許」保有率の向上を図る。

## 《事業目標》

現 状	平成 25 年度
「特別支援学校教諭免許」保有率 68.6% (H19)	100%

## 《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
認定講習、特別採用等で免許保有率を向上				
→				

## ②府立支援学校の校内体制の整備

## 《事業概要》

府立支援学校のセンター的機能をより発揮するため、来校教育相談への対応や有効な教材教具の収集・整理等を行う「地域支援室」を整備し、府立支援学校の校内体制の充実を図る。

## 《事業目標》

現 状	平成 25 年度
・ 府立支援学校 6 校に「地域支援室」を整備 ・ 府立支援学校への来校相談 約 400 件 (H19)	・ 全府立支援学校に「地域支援室」を整備 ・ 府立支援学校への来校相談 1,500 件

## 《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
「地域支援室」を段階的に整備				
→				

### ③リーディングスタッフ<sup>注1</sup>の活動を支援するための環境整備

#### 《事業概要》

府立支援学校のセンター的機能をより発揮するため、府立支援学校のリーディングスタッフと市町村のリーディングスタッフが連携し、十分に活動できる環境の整備を行い、障がいのある全ての幼児児童生徒に対する地域支援体制の充実を図る。

#### 《事業目標》

現 状	平成 25 年度
リーディングスタッフの活動支援のため、全府立支援学校に週 8 時間の非常勤講師を配置	非常勤講師の配置拡充
リーディングスタッフの活動支援のため、全市町村に週 8 時間の非常勤講師を配置	

#### 《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
非常勤講師の配置拡充				
→				

※注1【リーディングスタッフ】障がいのある幼児児童生徒の指導・支援方法や個別の教育支援計画の策定等に関する助言など、小・中学校等への巡回相談を行ったり、研修会の講師を務めるなど府内の支援教育の中核となって、指導的な役割を果たす教員。

④教育実践、教材教具等の共有

《事業概要》

各府立支援学校における教育実践、教材教具、相談・指導事例等を活用できるよう、教育センターと連携し、データベース化する。

《事業目標》

現 状	平成 23 年度～
各府立支援学校単位で、相談事例、教材教具を活用	教育実践、教材教具、相談・指導事例等の情報の共有

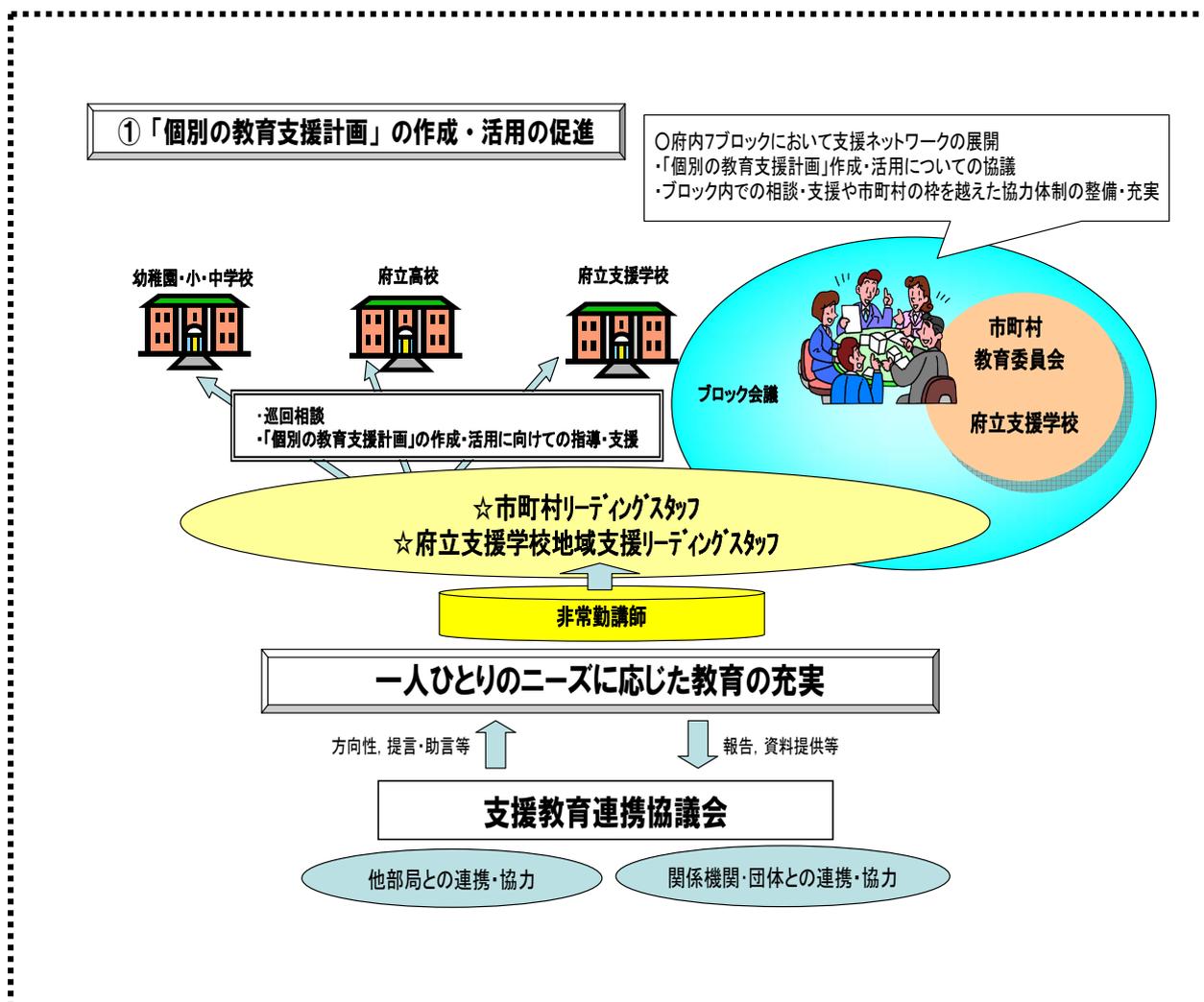
《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
教育センターと連携し、段階的に整理		データベース化、情報の共有		
----->		—————>		

**重点項目12 一人ひとりのニーズに応じた支援教育の充実**

**【目標】**

- ・「個別の教育支援計画」を作成・活用し、障がいのある全ての幼児児童生徒における就学前から学校卒業後までを見据えた一貫した支援教育を推進する。



## ①「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進

## 《事業概要》

障がいのある全ての幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や、一貫した支援の充実に向け、地域支援ネットワークを整備し、福祉、医療、労働等の関係機関や専門家との連携・協力を強化しながら、府立支援学校はもとより、幼・小・中・高校等において、幼児児童生徒や保護者の参画のもと、「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進する。また、毎年、評価・点検・見直しを実施することにより、内容の充実を図る。

## 《事業目標》

現 状	平成 22 年度～
「個別の教育支援計画」作成状況	小・中学校支援学級における「個別の教育支援計画」100%作成
府立支援学校 100%	
小学校支援学級 75.9%	
中学校支援学級 73.4%	
府立高校(自立支援推進校・共生推進モデル校) 100%	

## 《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
小・中学校支援学級 90%作成	小・中学校支援学級 100%作成			

## 1-(4) 子どもたちの健康と体力づくりを進めます

**重点項目13** 学校体育の充実**【目標】**

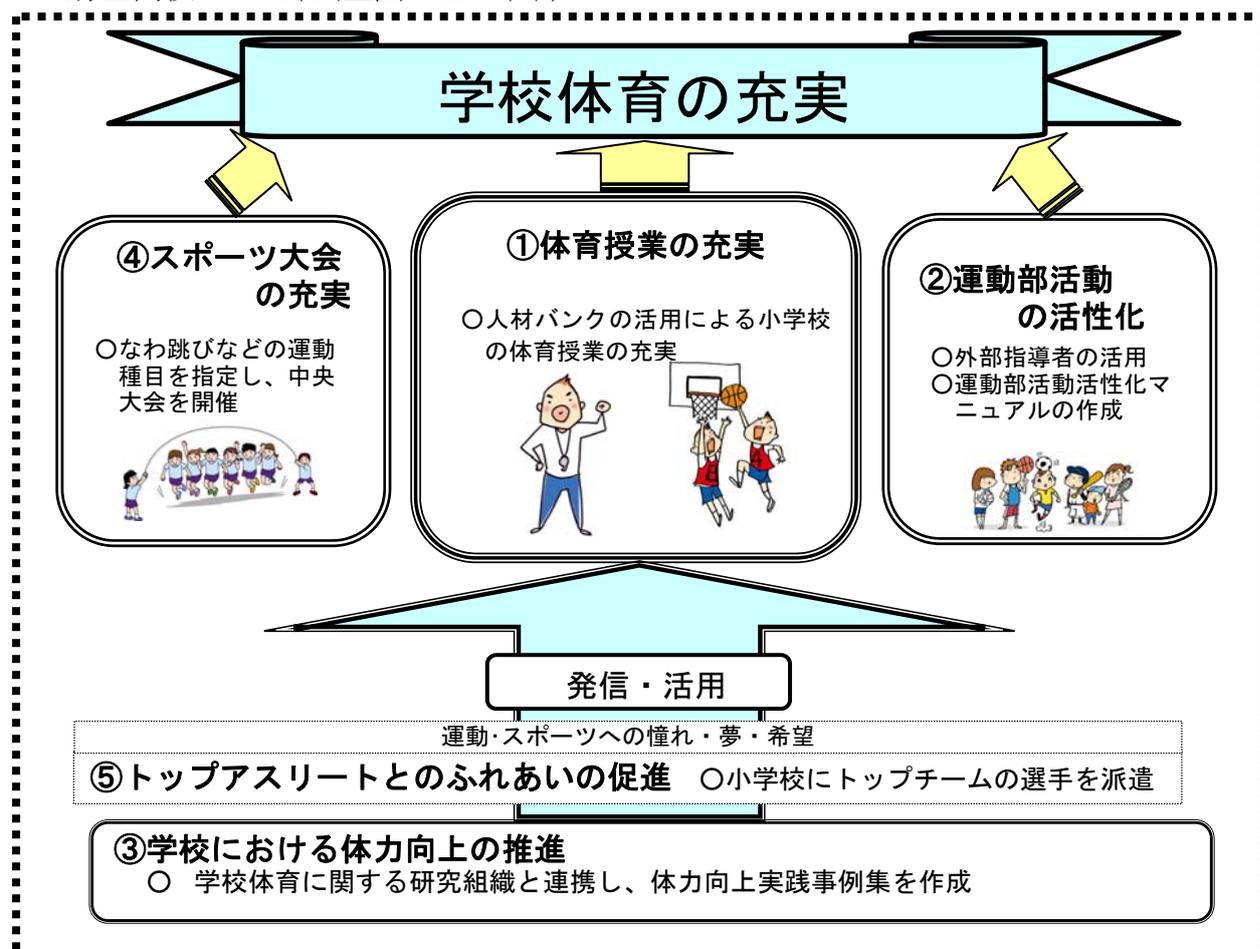
- ・「体力・運動能力調査」<sup>注1</sup>における以下の項目について、全国平均を上回る。

■平成19年度大阪府・全国平均

<全国平均と比較し極めて下回っている項目>

項目	小学校(5年生)				中学校(2年生)			
	男子		女子		男子		女子	
	府	全国	府	全国	府	全国	府	全国
反復横跳び(回)	37.97	42.10	35.55	39.23	48.58	51.33	42.56	45.45
20mシャトルラン(回)	46.08	50.95	34.82	40.18	80.30	87.47	52.45	59.81
50m走(秒)	9.37	9.28	9.71	9.61	8.31	7.94	9.04	8.79

- ・運動部入部率を全国平均まで高める。(H19 中学校 64.8%(全国 65.0%)、H19 府立高校 33.2%(全国 42.7%))



※注1【体力・運動能力調査】文部科学省が、昭和39年から、国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導と、行政上の基礎資料を得るために実施している調査。抽出調査で、調査内容は、小・中・高校では、握力・反復横跳び・50m走など8項目の「体力テスト」と身長などの体格測定で、年齢別・学校段階別に毎年10月の体育の日頃に結果を公表している。

①体育授業の充実

《事業概要》

体育授業の充実を図るため、体育専門学生などによる「人材バンク」を整備するとともに、小学校の体育授業等に派遣し、子どもの運動意欲及び運動能力を高める。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
—	人材バンクの活用による小学校の体育授業の充実

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
小学校の体育授業の充実				
▶				

②運動部活動の活性化

《事業概要》

学校や生徒のニーズに応じ、高い専門性を持った運動部活動外部指導者を派遣するとともに、運動部活動活性化マニュアルを作成し、その活用を通して運動部の活性化を図る。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
府立高校からの派遣申込の92.1%に派遣 19市町へ派遣	希望する府立高校や市町村に派遣

現 状	平成21年度～
—	運動部活動活性化マニュアルを全中・高・支援学校において共有化

《スケジュール》

○運動部活動外部指導者の派遣

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
希望する府立高校・市町村に派遣				
▶				

○運動部活動活性化マニュアルの作成

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
作成に向けた研究・編集		全中・高・支援学校に配付・活用		
▶		▶		

## ③学校における体力向上の推進

## 《事業概要》

学校現場に即した体力向上に関する実践事例集を作成し、その内容を全小・中・高・支援学校に周知する。

## 《事業目標》

現 状	平成23年度～
—	実践事例を全小・中・高・支援学校において共有化

## 《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
事例集作成に向けた研究・編集		事例集を全小・中・高・支援学校に配付・活用		
-----▶		————▶		

## ④スポーツ大会の充実

## 《事業概要》

小学生の体力を向上させるために、瞬発力・持久力等を高めるための運動種目（縄跳び等）を指定し、各学校で取り組むとともに、発表の場として中央大会を開催する。

## 《事業目標》

現 状	平成21年度～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・21市町村からの大会参加</li> <li>・現種目：ジャンプアップ大会（大縄跳び等） ドッジボール大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町村（政令市含む）からの大会参加</li> <li>・新たな種目による大会実施</li> </ul>

## 《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
参加市町村の拡充 新たな種目による大会実施				
————▶				

## ⑤ トップアスリートとのふれあいの促進

## 《事業概要》

小学校に在阪のトップチームの選手・指導者(プロ含む)を派遣し、子どもたちとのふれあいを通じて、子ども、保護者、そして社会全体の運動・教育に関する意識を高めるとともに、子どもたちの夢やあこがれをはぐくむ。今後、中学校への派遣についても検討していく。

## 【トップアスリート小学校ふれあい事業】

関係部局と連携し、野球、サッカー、バスケットボールなどのトップチームの選手(プロ含む)を小学校に派遣し、トップ技術の披露、子どもとのキャッチボール、体験談の講演等を通じて、子ども、保護者、社会全体の意識を高める。

## ○3つの目的

## ①子どもの意識を高める

トップアスリートとの直接的なふれあいを通じて、子どもたちがスポーツの素晴らしさや感動を共有し、また夢や希望を抱き、運動・スポーツに親しむ態度や習慣を身に付ける。

## ②保護者の意識を高める

保護者も参加することで、子どもと一緒に運動する機会をふやす。

## ③社会全体の意識を高める

トップアスリートが教育へ積極的に参画することをきっかけに、社会全体で教育に取り組む機運を醸成する。

## 《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
事業の試行実施 小学校 8 校程度 3 種目、4 チーム (野球、サッカー、バスケットボール)	事業の本格実施 派遣校の拡充 種目・協力チームの拡充

## 《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
40 校にて実施 5 種目 (野球、サッカー、 バスケットボール、 バレーボール、 ラグビー)	事業の拡充			

## 重点項目14 学校・家庭・地域における健康・体力づくり

### 【目標】

- ・家庭・地域の協力を得て、基本的な生活習慣の指標である「全国学力・学習状況調査」における以下の項目について、全国平均を上回る。

(平成20年度)	小学校(6年生)		中学校(3年生)	
	府	全国	府	全国
7時より前に起床	49.1%	75.0%	34.4%	65.1%
小学校22時・中学校23時より前に就寝	29.1%	41.4%	18.9%	29.4%
毎日朝食をとる	81.9%	87.1%	73.4%	81.1%

## 学校・家庭・地域における健康・体力づくり

### 意識改革と基本的な生活習慣の確立

#### ①保護者と連携した基本的な生活習慣確立のための情報提供の推進

- 体力の重要性の認知
- 子どもと保護者が身体活動を行う機会の促進
- 「全国学力・学習状況調査」の生活習慣に関する結果の周知



#### ②健康教育・健康相談の充実

- 保護者・学校医・学校歯科医・学校薬剤師・養護教諭等による学校保健委員会の開催



## ①保護者と連携した基本的な生活習慣確立のための情報提供の推進

## 《事業概要》

健康3原則(調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠)に関するポータルサイト、ニュースレター等を作成し、保護者へ情報を発信することで、朝食をとること、子どもと保護者が一緒に運動すること、早寝早起きすることなど、基本的な生活習慣の改善や健康・体力づくりに関する保護者の意識改革を図る。あわせて基本的な生活習慣の確立が落ち着いた学習環境づくり、学習活動への意欲・姿勢の醸成、子どもの学力向上につながることを周知する。

## 《事業目標》

現 状	平成 25 年度
—	ポータルサイト年間アクセス数 20 万件 ニュースレターを年 4 回配信

## 《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
ポータルサイト等の検討 — — — →	ポータルサイトの設置、運営とニュースレターの配信 —————→			

## ②健康教育・健康相談の充実

## 《事業概要》

児童生徒が生涯にわたり健康で安全に生活できる資質や能力を身に付けることができるよう、保護者対象の講演会等へ医師等の専門家を派遣する。また、全ての学校で学校保健委員会<sup>注1</sup>を設置するとともに活性化を図り、学校での健康教育及び健康相談を充実させる。

## 《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
保護者対象の講演会等へ専門家を年 50 回派遣	必要に応じて専門家を派遣

現 状	平成 23 年度
学校保健委員会設置状況 (H19、政令市立除く)	・全小・中・高・支援学校において、学校保健委員会を開催
小学校 47.0%	・年間計画に基づき学校保健委員会を開催
中学校 45.6%	・保護者対象の講演会等を実施
公立高校 78.7%	
公立支援学校 92.6%	

## 《スケジュール》

## ○専門家の派遣

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
必要に応じて専門家を派遣				
➔				

## ○学校保健委員会の活性化

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
学校保健委員会の設置促進		全小・中・高・支援学校で設置・活性化		
➔		➔		

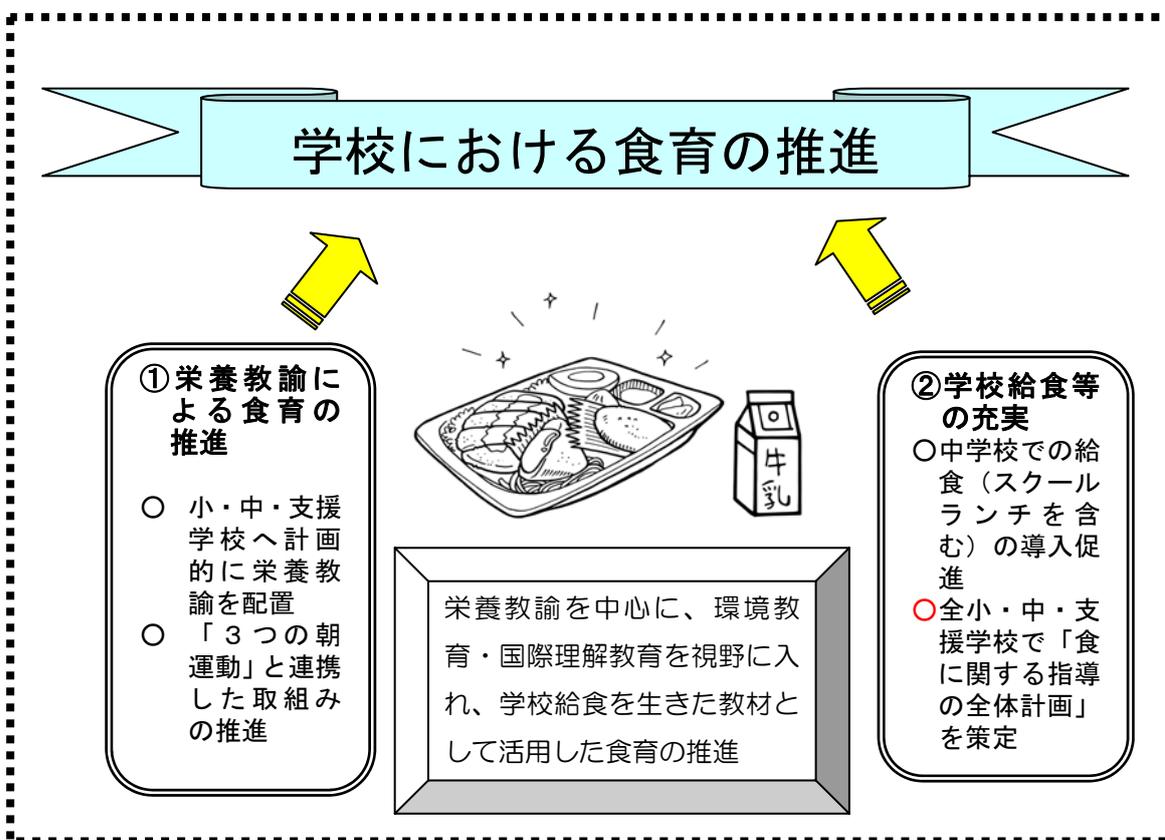
※注1【学校保健委員会】学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省(当時)の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置づけられている。学校保健委員会の開催により、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化が望まれている。

**重点項目15 学校における食育の推進**

**【目標】**

- ・「全国学力・学習状況調査」における「毎日朝食をとる」の項目について、全国平均を上回る。

(平成20年度)	小学校(6年生)		中学校(3年生)	
	府	全国	府	全国
毎日朝食をとる	81.9%	87.1%	73.4%	81.1%



## ①栄養教諭による食育の推進

## 《事業概要》

児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、栄養教諭<sup>注1</sup>の配置により、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行い、学校における食育を推進する。あわせて「3つの朝運動」(重点事項26②参照)の取組みとの連携を図る。

## 《事業目標》

現 状	平成21年度～
小・中・支援学校に139名の栄養教諭を配置	小・中・支援学校へ計画的に栄養教諭を配置

## 《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
計画的な栄養教諭の配置				
→				

※注1【栄養教諭】食に関する子どもの健康問題の深刻化に伴い、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職員として、平成16年度に栄養教諭制度が創設された。栄養教諭は、学校における食育の推進の要として重要な役割を担っている。

## ②学校給食等の充実

## 《事業概要》

学校における食育は、給食の時間を中心に、学校教育活動全体を通して体系的に行うことが必要であるため、小・中・支援学校における「食に関する指導の全体計画<sup>注1</sup>」の策定を促進するとともに、関係教職員が連携し食育を推進する。また、地元農産物を教材として、食や農業に関する理解を深めたり、環境教育・国際理解教育など様々な観点を取り入れた食育を推進するために、中学校に学校給食等（スクールランチを含む）の導入を進める。

## 【スクールランチについて】

中学校における学校給食等の実施率を向上し、食育を推進するため、平成21年度から導入支援を行う、栄養バランス、衛生管理等の面で学校給食に極めて近い昼食のこと。平成20年度に、保護者、市町村教育委員会、給食業者などからなる「大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会」を立ち上げ、持続可能なスクールランチ等の実施方法等について検討しており、平成21年度からの円滑な市町村支援につなげる。

## 《事業目標》

現 状	平成24年度～
「食に関する指導の全体計画」の策定率 (H20.3月)	全小・中・支援学校で「食に関する指導の全体計画」に基づいた食育を推進
小学校（政令市含む） 70.5%	
中学校（政令市含む） 26.4%	
府立支援学校 57.1%	
中学校での学校給食実施率（政令市含む） 7.7%	全中学校で学校給食等（スクールランチ含む）の実施

## 《スケジュール》

## ○「食に関する指導の全体計画」による食育の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
小・中・支援学校での「食に関する指導の全体計画」の策定促進			全小・中・支援学校で「食に関する指導の全体計画」を策定	
→			→	

## ○学校給食等（スクールランチ含む）の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
希望する中学校で段階的に学校給食等（スクールランチ含む）の実施促進			全中学校での給食等（スクールランチ含む）の実施	
→			→	

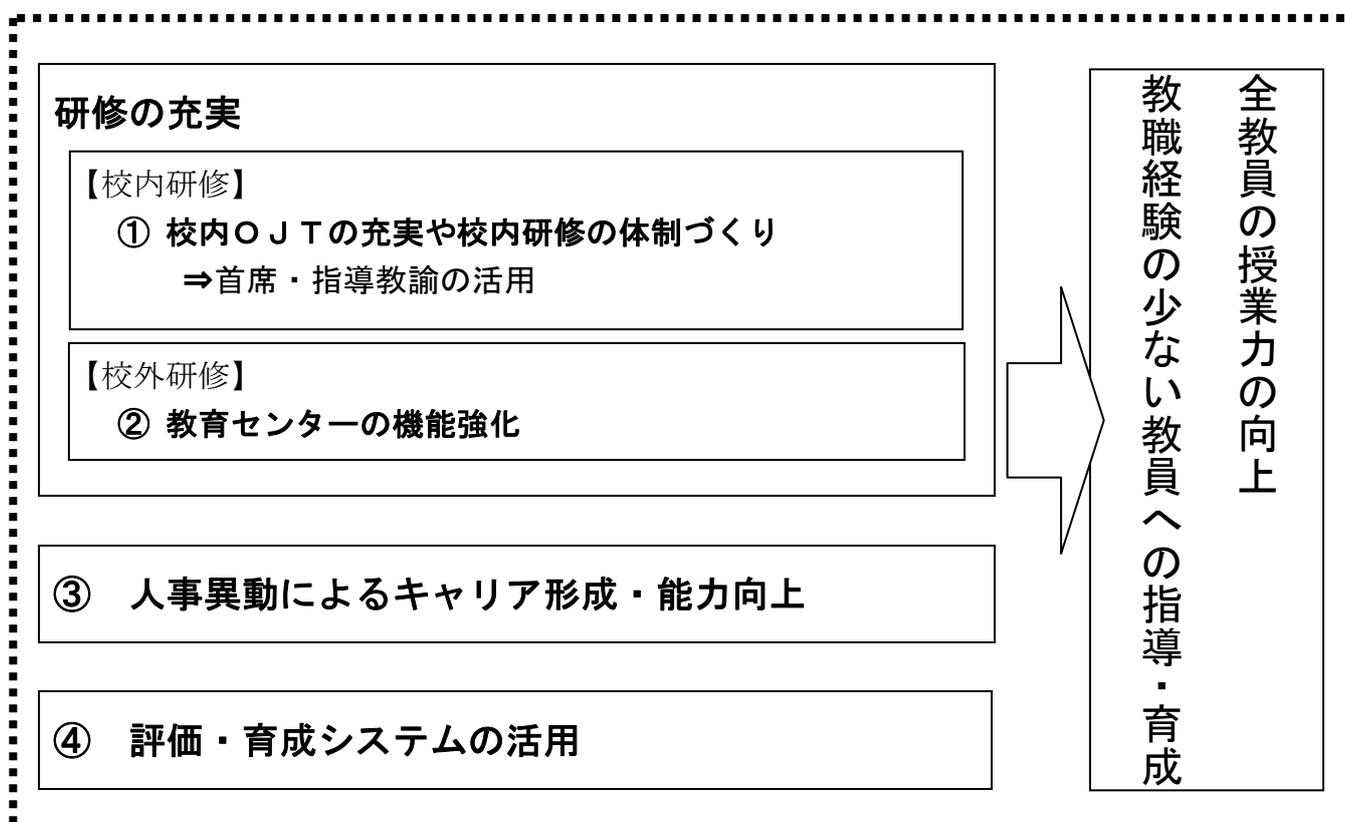
※注1【食に関する指導の全体計画】学校における食育を推進するには、組織的・計画的に教育活動を展開することが重要であることから、各学校において食に関する指導の目標を設定し、その具現化に向けて食に関する指導の全体計画を策定する。

1－（5）教員の力を高めるとともに、指導が不適切な教員を現場からはずします

## 重点項目16 授業力の向上と教職経験の少ない教員への指導・育成

### 【目標】

- ・ 指導教諭等を活用した校内校外での研究授業や研修を一層拡大することにより、全教員の授業力の向上を図る。
- ・ 研修や人事異動を通じて計画的に人材育成を行うことにより、教職経験の少ない教員の育成を図る。



①校内OJT<sup>注1</sup>の充実や校内研修の体制づくり

## 《事業概要》

首席<sup>注2</sup>、指導教諭<sup>注3</sup>(指導養護教諭、指導栄養教諭を含む)の全校配置に向け、これまでの配置効果を見極めながら、計画的に拡充する。

配置した首席や指導教諭を活用して授業研究を充実するなど校内研修やOJTを計画的に実施する。

なお、府立学校については、新たに設置する「育成支援チーム」(重点事項21③参照)の支援により、各学校のミドルリーダー(校長、准校長、教頭の下で、教職員集団をとりまとめる首席・指導教諭や中堅教員など)を育成し、OJTや校内研修の充実を図る。

また、市町村に対しても、市町村教育委員会が行う小・中学校への支援にあたり、府の取組みのノウハウを提供するなどにより支援する。

## 《事業目標》

## 【小・中学校】

	現 状	平成25年度
首 席	356名：354校／1,487校 <sup>※</sup>	全小・中学校に配置
指導教諭	259名：252校／1,487校 <sup>※</sup>	全小・中学校に配置

※分校(小学校6、中学校1)含む、休校(小学校1)除く、政令市含む。

## 【府立学校】

	現 状	平成25年度
首 席	351名：170校／174校 <sup>※</sup>	学校規模に応じて2～4名配置
指導教諭	41名：37校／174校 <sup>※</sup>	全府立学校に配置

※分校(支援学校1)含む。

## 《スケジュール》

## 【小・中学校】

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
首席、指導教諭を計画的に配置				
➡				

## 【府立学校】

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
首席を学校規模に応じて2～4名配置				
➡				
指導教諭を計画的に配置				
➡				

※注1【OJT】On-the-Job Trainingの略。職業指導手法の一つで、職場での具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成する指導手法のこと。

※注2【首席】校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。

※注3【指導教諭】学校に配置され、教育長及び校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研修支援、地域連携の職責を担う。

## ②教育センターの機能強化

## 《事業概要》

経験の少ない教員をはじめとする教員全体の授業力アップや日常の教育活動におけるOJTの活性化及び校内研修体制の充実を図るため、教育センターにおけるカリキュラムセンター機能を強化する。

そのため、カリキュラムNAV i プラザ<sup>注1</sup>やカリナビ・ブランチ(重点項目1⑥参照)をはじめとして、授業づくりに関する研究・相談・情報提供及び教職員の自主的・主体的な研修活動の奨励・支援の充実を図る。

あわせて、平成23年度に開設予定の教育センター附属研究学校(重点項目5②参照)を活用し、教員全体の指導力の向上をめざす。

## 《事業目標》(一部再掲)

現 状	平成21年度～
・カリキュラムNAV i プラザでの支援 ・カリナビ・ブランチの設置	・全小・中・高・支援学校への巡回指導を実施 ・教員の授業力向上

現 状	平成23年度～
—	教育センター附属研究学校の設置

## 《スケジュール》(一部再掲)

## ○教育センターの機能強化

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
全校への巡回指導				
—————▶				

## ○教育センター附属研究学校の設置

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
教育内容・実施 対象校の公表	入学者選抜実施	附属研究学校設置 附属研究学校を活用した教員の指導力の向上		
- - - - -▶		—————▶		

※注1【カリキュラムNAV i プラザ】教員の自主的・主体的研修の奨励・支援などを目的とし、授業力アップ等のための相談、授業実践等の教材化・普及などの支援体制を整備するとともに、教員をめざす学生に対する相談・支援等を行う。平成19年4月に教育センターに開設。

## ③人事異動によるキャリア形成・能力向上

## 《事業概要》

教員一人ひとりの資質向上や学校の活性化を図るため、人事異動や人事交流の充実を図る。

## 【小・中学校】

小・中学校間の兼務発令を促進し、小・中連携を進めるとともに、教職経験の少ない教員を対象に「他府県」「他の市町村」「異なる校種」「教育大学附属学校」「私立学校」などで、異なる教育課題や教育システムなどを学ぶ機会をつくる。

また、学校の活性化を図り、教員の自己啓発の動機付けを促すため、市町村域を超える広域異動<sup>注1</sup>において、府立学校で実施しているTRyシステム<sup>注1</sup>を導入する。

## 《事業目標》

現 状	平成 25 年度
新任 4～6 年目の異動基準該当者（約 2,000 人）の人事異動、人事交流は、他の市町村、異なる校種、教育大学附属学校、私立学校との間で 10 人	約 200 人
他府県との交流 2 県	交流府県の拡大
小・中学校間兼務発令 169 中学校区／291 中学校区	全中学校区

現 状	平成 22 年度～
—	TRyシステムの導入

## 《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
新任 4～6 年目の異動基準該当者の他の市町村等への人事異動、人事交流の人数	→	→	→	→
約 40 名		約 80 名		約 200 名
交流府県の拡大	→			
小・中間の兼務発令の拡大	→			
TRyシステムの試行	→			
	TRyシステムの実施	→		

※ 記載年度の当初異動から実施とする。

※注1【TRyシステム】校長が自校の課題に応じて求人情報を公開し、それに応募した教員の中から校長が構想する学校運営を担い得る人材を確保するためのもの。これによって、学校の活性化を図るとともに、教員の自己啓発の動機付けを促し、その意欲の向上を図る。府立学校において平成15年度から実施。

## 【府立学校】

新たな人事異動システムを構築するとともに、教職経験の少ない教員を対象に、校種間異動や課程間異動を進めるとともに、府立学校と私立学校間の交流など人事交流を進める。

校種間異動	「府立支援学校」	⇔	「府立高校」
課程間異動	「全日制の課程」	⇔	「定時制・通信制の課程」
人事交流	「府立高校」	⇔	「私立高校」 「府内市立高校」 「府内公立中学校」 「府立工業高等専門学校」
	「府立支援学校」	⇔	「府内公立小中学校」
	「府立学校」	⇔	「大阪教育大附属学校」 「他の都道府県立学校」

## 《事業目標》

現 状	平成23年度～
—	新たな異動システムの導入

現 状	平成25年度
校種間・課程間異動、人事交流は新任4年～6年目の異動者のうち約14%（30人／異動者約210人）	約20%

## 《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
新たな異動システムの検討・構築		新たな異動システムの導入		
-----▶		————▶		
校種間・課程間異動、人事交流の割合を計画的に拡充				
————▶				

## ④評価・育成システムの活用

## 《事業概要》

授業力の向上に関して、全教員の授業観察を実施するなど職務遂行状況を的確に把握し、評価・育成システムを日々の指導・育成に活用する。また、評価結果を昇給及び勤勉手当の勤務成績の判定に活用する。

## 【評価・育成システムの概要（平成20年度）】

平成16年度より府内の全ての公立学校教職員を対象に「評価・育成システム」を実施。評価は、業績評価と能力評価、及びその結果に基づく総合評価とし、各評価とも5段階の絶対評価としている。

## ※ 評価の結果

- ・教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化を図るため、日々の指導・育成に活用する。
- ・各段階における任用等人事の参考資料とする。
- ・翌年度の給与上の措置において、昇給及び勤勉手当の勤務成績の判定に活用する。

## 《事業目標》

現 状	平成21年度～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・育成（評価）者が、システムの目標設定面談等において指導育成を実施</li> <li>・評価結果の給与や人事への適切な反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全教員の授業観察を行うなど職務遂行状況を的確に把握</li> <li>・評価・育成システムの適切な運用</li> </ul>

## 《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
評価・育成システムの適切な運用				
→				